

地域団体商標海外展開支援事業
ブランドプロデューサー
仕様書

1. ブランドプロデューサーの業務の目的

地域団体商標を有する団体の中でも、本事業により海外展開に取り組もうとする、又は取組を拡大しようとする団体に対し、支援対象商品の特性、海外での市場やニーズ等を分析した上で、海外で通用する地域ブランドを確立するための各種アドバイス、サポート、コーディネート業務を委託する。

2. 本事業の支援団体

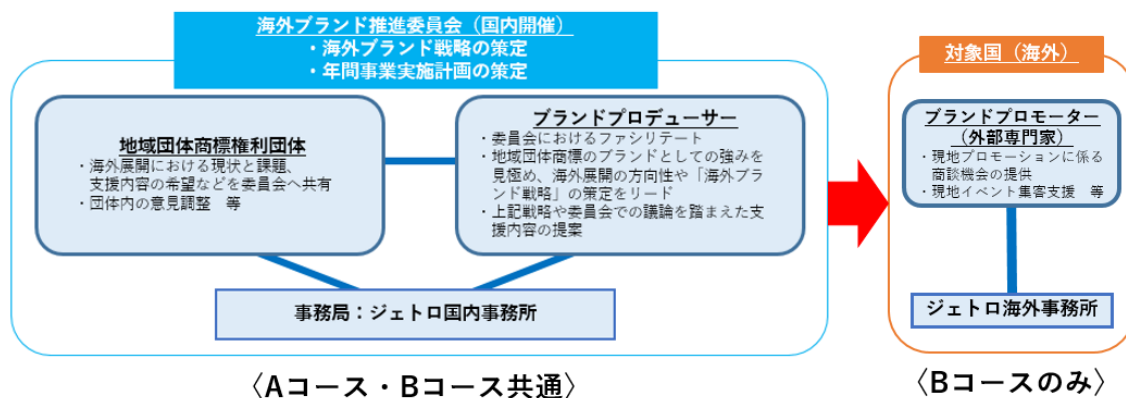
地域団体商標を保有する事業団体(特許庁に対して、地域団体商標の商標登録出願に係る出願料を納付した団体(商標法第7条の2第1項における我が国の法に基づき設立された団体に限る。)を含む。)であって、本事業に採択された団体。

想定される支援対象商品例

農産品	米、果実、水産食品、加工食品、茶、酒、焼酎
伝統産品	織物、刃物、陶器類

3. 本事業の概要

以下の枠組みのとおり、事業を実施する。



4. 委託業務内容

本事業においては、支援団体は、案件の課題及びニーズ等により、「ブランド戦略策定支援事業(Aコース)」と「プロモーション・販路開拓活動支援事業(Bコース)」の2通りの支援コースのどちらかを選択し、各支援コースによってブランドプロデューサーに求められる役割は異なる。

(1) ブランド戦略策定支援事業(Aコース)

○支援対象商品について、海外視点でのブランド価値・資産の発掘から、対象市場や競合商品を踏まえた海外で通用するブランド確立を目指す事業戦略案の立案までを実施する。

※海外ブランド推進委員会(以下、「委員会」という。)で決定された方針に基づき、以下の業務を行う。

- ① 支援団体に対して、マーケティング及びブランディングの手法・ノウハウに関する講演等を行う。
- ② 支援対象商品のブランド資産の掘り起こし・商品分析等を行う。必要に応じて、海外実地調査も行う。
- ③ 外部委託する海外マーケット調査に必要な項目・内容・手法の検討等を行う。
- ④ ②、③に基づき、ブランド戦略案策定の為の海外マーケット調査の仕様を策定する。
- ⑤ ②～④に基づき、海外展開拡大に資するブランド戦略案を策定する。
- ⑥ 必要に応じ、支援対象商品の海外展開に資するイベント等を提案し、実施における各種サポートを行う。

(2) プロモーション・販路開拓活動支援事業(Bコース)

○ブランド戦略に基づき、海外での認知度向上・浸透が期待できるネットワークを形成し、海外で通用するブランドを確立する。また、将来的な取引量の拡大に資するブランド中長期計画案の立案まで実施する。

※委員会で決定された方針に基づき、以下の業務を行う。

- ① 支援団体のこれまでの海外展開の取組状況や海外ブランド戦略に応じて、課題整理や改善提案等を行う。
- ② ブランド戦略に基づき、海外での認知度向上に資するプロモーションイベント等の計画を提案し、実施における各種サポートを行う。
- ③ ブランド戦略に基づき作成するPR素材のデザイン・内容等について監修を行う。
- ④ ブランド戦略に基づき、海外での取扱量拡大に資するインフルエンサーやバイヤー等の招聘の計画を提案し、実施における各種サポートを行う。
- ⑤ ①～④に基づき、ブランド中長期計画を策定する。

(3) 共通業務

- ・ 採択案件ごとに設置される委員会や委員会以外の打ち合わせに原則参加する。
- ・ 委員会や委員会以外の打ち合わせ、その他の会合にて、議論のファシリテートを行う。必要に応じて各委員、ジェトロ、本事業関係者等と打ち合わせを実施して、各者の要望を考慮し支援内容の調整を行うこととする。
- ・ 委員会で決定された支援内容の事業を実施する際に、国内・海外へ出張し、現地市場調査や関係者ヒアリング、支援団体のイベントへの参加随行等を行う。必要に応じて、訪問先等の提案や紹介等を行うこととする。

- ・ 支援内容に応じて、どのような外部リソースを活用すべきかのアドバイスやブランドプロデューサー自身の人的ネットワークを活かして外部リソースに関する情報提供を行う。
- ・ 事業を実施する上で、外注が必要となる場合、ジェトロと外注先との打ち合わせに同席し、事業遂行にあたって適切な助言等を行い、事業全体の管理・監修を行う。
※外注する場合、ジェトロの規程に基づき、別途選定する。

(4) その他、事務手続き等

事業の円滑な実施のため、受託者は以下のことを行う。

- ① 各種手続の円滑な実施
- ② 業務従事者のコンプライアンス研修等の受講
- ③ 各種報告書、旅費精算書等の期限内提出
- ④ その他、事業運営や方針に関するジェトロとの連絡調整の円滑な実施

5. 契約期間

契約締結日から2021年3月12日(金)まで。

6. 委託費等

(1) 委託費：1案件あたり200万円(消費税及び地方消費税別)

- ・ ブランドプロデューサー1名あたり、1～2件の支援団体の担当を想定。
- ・ 担当する案件については、ジェトロが決定する。
- ・ 上記金額には、各種報告書の作成費、事務費等の一切を含み、本業務に伴う追加の経費支払いは一切行わない。

(2) 旅費・交通費

- ・ 旅費・交通費については、ジェトロの規程に従い、「最も経済的な通常の経路及び方法」によって算出された費用を別途支払う。また、原則として航空券(現物支給)を除く交通手段・宿泊先等の手配は受託者が行い、係る経費を立替えることとする。詳細は、ジェトロが定める出張要領による。

7. 成果物の納入

本業務に求められる成果物及び報告書は以下のとおり。

(1) 海外ブランド戦略案(Aコース)

- ① 支援期間内における本事業活動内容の報告および海外の市場特性や文化的差異を踏まえた商品のブランド戦略案を提示する。
- ② パワーポイント形式(20スライド程度)
最終の委員会で、支援団体に対してブランド戦略案を発表する。

③ ワード形式(30 枚程度)

上記②の発表内容に関する討議の結果を反映させること。

- ④ 納期は 2021 年 3 月 4 日(木)とする(②、③共通)。納期以降に修正が発生した場合においても、ジェトロの指示に基づき遅滞なく対応すること。

(2) 海外ブランド展開中期計画案(B コース)

- ① 支援期間内における本事業活動内容の報告及び今後 3 年間で進めていくべきブランド展開活動計画について提示する。

以下、(1) ②～④と同様に対応する。

(3) 出張報告書の作成(A コース、B コース共通)

委員会への参加や市場調査等で国内・海外出張を行った場合、出張終了後、5 営業日以内に出張報告書をメールにて提出する(様式自由)。

出張報告書には、出張日時やスケジュール、従事した業務の概要に加え、得られた成果と課題等について簡潔に記載する(ワード 1～2 枚程度)。なお、市場調査等を行った場合は、出張報告書に加え、10 営業日以内に、調査報告書も作成する(ワード 5～10 枚程度目安)。上記のほか、支援団体やジェトロ、関係者等と本事業に関する打ち合わせを行った場合は、議事メモ等の作成により、内容を簡潔に報告すること。

(4) 業務完了報告書の作成(A コース、B コース共通)

全ての業務が完了した段階で、業務完了報告書(様式指定)を 2021 年 3 月 12 日(金)必着にて、ジェトロに提出する。

<各種成果物作成要領>

-形式:(1)②、(2)②のプレゼン資料および(4)業務完了報告書を除き、原則として A4 版縦置き横書きの電子データ(マイクロソフト・ワード形式)。

-使用言語:日本語

-ペーレイアウトについて、下記のとおり記載すること。

- ・ ページ余白の幅:標準(上 35.01mm、下左右 30mm)
- ・ 表紙はタイトルとブランドプロデューサー名のみ表示する(フォントサイズ 22・太字)
- ・ 必ず目次を付け、目次の右側に本文のページ番号を記入する。
- ・ 目次の自動更新機能を付けた上で目次作成をすること。
- ・ 本文全体の体裁を統一する。フォントサイズは章・タイトルは 14・太字、節・タイトルは 12・太字、本文は 10.5 を使用すること。
- ・ 図表については、文字が切れていないか等を必ず確認すること。

8. 支払方法

- (1) 契約締結後、受託者からの請求に基づき、請求書を受領後 40 日以内に、6. に定める委託費の 50%を指定された受託者の口座に支払う。
- (2) 業務完了報告書を受領・検収後に受託者より発出される請求書を受領後、40 日以内に、委託費の残額を指定された口座へ支払う。
- (3) 受託者が個人の場合は、ジェットロによる源泉徴収額を差し引いた額を支払う。
※ジェットロから受託者へのすべての支払(旅費や日程変更に伴い発生した経費を含む。)が源泉徴収対象となる。
- (4) 旅費の支払いは月ごとに行う。受託者は、出張終了後 5 営業日以内に、旅費算出に必要な書類(領収書・明細書・搭乗券半券・出張報告書等)をジェットロに提出する。
- (5) 事情により業務を履行できない場合は、業務に従事できなかった日数等に応じて、委託金額を減額することがある。

9. その他

- ・ 原則、受託者は、本件契約期間中においては支援団体および組合員企業と顧問契約を結ぶ等の契約行為をし、その顧客にしてはならない。
- ・ 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等についてはジェットロに帰属する。
- ・ 本業務を実施するにあたり、本仕様書において疑義が生じた場合はジェットロと協議の上、業務を実施する。
- ・ 本業務の再委託は原則禁止とする。
- ・ 業務従事者は、「地域団体商標海外展開支援事業ブランドプロデューサー」の名刺を使用することができる。名刺印刷に要する費用等はジェットロが負担する。ただし、本業務遂行上、必要がある場合を除き、この名刺を使用してはならない。また、本業務終了後、ただちに名刺をジェットロへ返還すること。

以上